

## コマースカード会員規約

2018年10月1日改定

### 第1章 一般条項

#### 第1条 (会員)

1. コマースカード会員（以下「会員」という）とは、三井住友トラストクラブ株式会社（以下「当社」という）のコマースカードのクレジットカード取引システムへの入会を申し込んだ法人または団体（以下「法人」という）のうち、当社が入会を認めた法人およびカード使用者をいいます。
2. 法人が当社に対する代金の支払いその他一切の責任を引き受けることを承認した役員および従業員で、当社に対し法人と連名で入会を申し込み、当社が入会を認めた方をカード使用者とします。なお、既に入会済の法人が、カード使用者を追加する場合も、同様の手続きによるものとします。
3. 前項の申し込みにあたっては、あらかじめ法人の代表者が指名した管理責任者（以下「管理責任者」という。ただし、申し込み権限を有せず個人情報の取扱権限のみを有する管理責任者は除く）が、代表者に代わって行うことができるものとします。
4. 法人とカード使用者は、本規約に基づく一切の当社に対する債務について、相互に連帯して責任を負うものとします。ただし、カード使用者の支払責任は、自己のカード利用に基づく債務に限られます。
5. 前項にかかわらず、キャッシングサービスに関わる債務については、法人が責任を負うものとします。
6. 本条第4項および第5項に関し、法人と当社が、カード使用者の当社に対する債務について別途書面により合意した場合には、当該合意によるものとします。

#### 第2条 (会員規約の承諾)

1. カード使用者は、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」という）を申し込むに際し、本規約の一部を構成する『個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項』（以下「本同意条項および重要事項」という）その他当社が必要と認める内容については、当社からその提示を受けあらかじめ承諾するものとします。
2. カード使用者は、入会後当社から本規約および関連する会員特約（以下総称して「本規約等」という）の交付を受けたときは、速やかに本規約等の内容を確認のうえ承諾するものとします。なお、カード使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、カード使用者が本規約等を承諾したものとみなします。
  - (1) カードに署名したとき。
  - (2) カードを使用したとき。
  - (3) 第5条に定める年会費を支払ったとき。
  - (4) 当社が、カードおよび本規約等を交付した日の翌月末日までに、当社に対して第16条に定める退会の申し出をカード使用者が行わなかったとき。

#### 第3条 (カードの発行と管理)

1. 当社は、カード使用者に対しカードを貸与します。なお、法人自体にはカードを発行しないものとします。なお、本規約等に定めるカードは、「コマースカード」（VISAカードおよびマスターカードを対象とする）とします。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という）を含みます。
2. カード使用者は、当社からカードを貸与されたときは、直ちに、カード表面に記載された氏名がカード使用者自身のものであることを確認のうえ、所定の署名欄に当該カード使用者自身の署名をするものとします。所定の署名欄に自署したカード使用者本人でなければ、当該カードを使用することができないものとします。

3. カード使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを管理、使用するものとし、特に次のような行為はカード管理義務違反となりうることをあらかじめ承諾するものとします。
  - (1) カードが盗難またはカード情報が盗み見される危険性のある場所にカードを放置すること。
  - (2) 飲酒等により正常な判断が困難な状態においてカードを提示または利用すること。
  - (3) 覚えのない相手からの電子メールへの返信や、アクセスしたことのないサイトにカード情報を能動的に入力すること。
  - (4) カードの管理を理由の如何を問わず家族を含む第三者へ委ねること。
4. カードの所有権は当社にあり、カード使用者は、カードを他人に貸与、譲渡および質入れする等カードの占有を家族を含む第三者に移転させることまたはカード表面に記載された法人名、カード使用者名、カード番号、カードの有効期間、カード利用のために加盟店が発行するID/パスワード等の情報（以下「カード情報」という）を家族を含む第三者に使用させるまたは教えることは一切できないものとします。万一、本条および本規約等に違反し、カードまたはカード情報が家族を含む第三者によって使用された場合、法人は、そのために生じたカード利用代金その他一切の損害について責任を負うものとします。
5. カードの有効期限は、当社が定めカードに記載します。当社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当社が引き続きカード使用者と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカードを発行します。
6. カードが第三者によって不正使用されているまたはそのおそれがあると判断した場合、当社はカードを無効として、新たなカードを発行することができるものとし、会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、会員は、当社が行う不正な利用の被害に関する調査に協力するものとします。

#### 第4条 (カードの使用目的)

1. カード使用者は、カードを法人の業務用の（販売用商品の購入や仕入代金の支払等商行為にあたる場合を除く）に使用するものとします。ただし、法人と当社とが別途合意した場合には、この限りではありません。
2. カード使用者が、前項に違反してカードを使用したときも、法人はその支払いの責を免れないものとします。

#### 第5条 (年会費)

会員は、当社に対し、当社がご利用代金明細書で通知した期日に、所定の年会費を支払うものとします。なお、支払済の年会費は、退会の申し出がなされた場合、会員資格が取り消された場合、その他理由の如何を問わず原則として返還しないものとします。

#### 第6条 (暗証番号)

1. 当社は、当社所定の方法によりカードの暗証番号を登録し、カード使用者に通知するものとします。ただし、カード使用者は、当社所定の方法により、暗証番号を変更することができるものとします。なお、この場合、カード使用者は、「0000」、「9999」等の同一数字4桁または生年月日、電話番号等容易に推測できる番号は設定できないものとします。
2. カード使用者は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとします。当社に責のある場合を除き、会員は、登録された暗証番号がカード使用者本人はもとより第三者によって使用されたカード利用に関して生じた一切の債務、損害等について支払いの責を負うものとします。

#### 第7条 (付帯サービス等)

1. カード使用者は、当社または当社が提携する業務委託先（以下「サービス提携先」という）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス等」という）を利用することができるものとします。
2. 付帯サービス等の利用等に関する規定等がある場合、カード使用者は、

それに従うものとし、また、付帯サービス等によっては利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

3. 会員は、当社またはサービス提携先が必要と認めた場合、その付帯サービス等の提供を停止、終了または内容を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

## 第8条（カード利用可能枠およびカード利用制限）

1. カード使用者のカード利用可能枠は、当社が審査しカード単位で定めるものとします。また、会員が複数枚のカードの貸与を受けた場合も、カード単位でのカード利用可能枠を設定します。なお、カード単位でのカード利用可能枠の合計は会員単位でのカード利用可能枠を超えないものとします。
2. 当社が適切と判断した場合、原則としてカード利用可能枠を超えない範囲で以下の内枠（以下これらを総称して「内枠」という）を設定します。
  - (1) ショッピング一回払い利用可能枠：ショッピングにおける一回払いの利用可能枠をいいます。SuMi TRUST CLUBカードの、ショッピング一回払い利用可能枠は、カード利用可能枠から本項(2)の利用残高を差し引いた額までとします。
  - (2) キャッシング・ローン利用可能枠：キャッシングサービスおよびカードローンの利用可能枠をいいます。
3. 当社は、カード単位でのカード利用可能枠および内枠を、カード送付書およびご利用代金明細書等、当社所定の方法により法人またはカード使用者に通知するものとします。
4. 当社は、当社が必要と認める場合に、会員に事前の通知なくカード利用可能枠および内枠を変更することができるものとするほか、会員ごとに個別に制限できるものとします。
5. カード利用可能枠の対象には、カードによる商品の購入代金、サービスの利用代金、キャッシングサービスの返済金、通信販売の利用代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金および諸手数料を含みます。
6. カード使用者のカード利用にあたっては、カードの1回あたり利用金額が、当社が別に定める金額を超える場合またはその他の理由で、当社が次の各号に定める加盟店（以下「加盟店」という）から照会を受けることがあります。
  - (1) 当社の加盟店。
  - (2) 当社と加盟店業務（加盟店におけるカードの引き受けおよび信用販売を提供する業務をいう。以下同じ）の提携があるクレジットカード会社の加盟店。
  - (3) 当社が発行する国際ブランドカードの加盟店業務を行う会社または組織の加盟店。
7. 前項において次の各号の一つにでも該当するとき、当社は、会員および当該加盟店に事前の通知なくそのカード利用を断ることができるものとします。
  - (1) 本条第1項から5項に定めるカード利用可能枠を超えるとき。
  - (2) 当該カード使用者のカード利用が本規約等および別に定める規定に違反し、または違反するおそれがあるとき。
  - (3) 車両、不動産など、所有者の名義人が登記または登録される商品またはサービスについて、会員本人以外の第三者名義の商品またはサービスを購入するとき。
  - (4) カード使用者のカード利用が転売目的での販売用商品の購入や仕入代金の支払い等の商行為にあたる等、当社が適当でないと判断したとき。
  - (5) 前項で定める加盟店での利用が不適当と当社が判断したとき。
8. 当社は、カード使用者のカード利用が適当でないと判断した場合、当該カードの返却を加盟店または当社が直接もしくは間接的に提携したクレジットカード会社、国際提携組織（VISAカードについてはビザ・ワールドワイドを、マスターカードについてはマスターカード・ワールドワイドを、ダイナースクラブカードについてはダイナースクラブインターナショナルを、それぞれいう。以下同じ）と提携した銀行・クレジットカード会社（以下「加盟店契約会社」という）を通じて求めることができます。その場合、会員はカードの返却に応じなければなりません。

9. 会員は、本条第1項の利用可能枠を超えるクレジットカード利用についても当然にその支払いの責を負うものとします。

## 第9条（代金の支払い）

1. カード使用者のカードによる商品の購入代金、サービスの利用代金、キャッシングサービスの返済金等、法人が本規約等に基づき当社に対して負う一切の債務（以下「約定請求債務」という）について、原則として毎月15日に締め切る（以下この日を「締切日」という）ものとし翌月10日（金融機関によっては8日。金融機関の営業日でない場合は翌営業日とし、以下「支払日」という）に、会員は、当社の指定する金融機関で口座設定をし、その金融機関口座（以下「支払口座」という）から口座振替、収納代行または自動払込の方法（以下「口座振替等」という）により支払うものとします。なお、当社は、締切日および支払日について、別の日を指定できるものとします。この場合、当社は、締切日および支払日を本条第6項に定めるご利用代金明細書またはその他当社所定の方法により、法人に通知するものとします。また、事務上の都合により翌々月以降の支払日となることがあります。また、利用データについて、当社に到着する時間帯によっては当社翌営業日に処理され、翌月締切日の約定請求債務の算出に使用される場合があります。
2. 前項の規定にかかわらず、預金残高不足等の理由によって支払日に口座振替ができなかった場合、カード使用者は、約定請求債務が完済されるように、速やかに当社指定の銀行口座あて入金手続を行なうか、または当社の指示がある場合は、約定請求債務未払額の全部または一部につき、当社指定の日に口座振替等ができるように手配するものとします。ただし、この口座振替等または当社指定の銀行口座あての入金手続は、当該カード使用者が当社に対して約定請求債務の履行責任を負うことを意味するものではなく、約定請求債務の履行手段に過ぎません。口座振替等の後は、当社は、理由の如何を問わず当該口座振替等にかかわる金額をカード使用者に返戻しませんが、法人は、当該金額を当該カード使用者に補填する義務を負うものとします。
3. 前2項の規定にかかわらず、支払方法について当社が別に規定する場合またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、法人は、他の方法をもって約定請求債務を履行することができます。
4. カード利用が外貨による場合（カード利用が日本国内であるものを含む）は、各国の国際提携組織所定の手続きに従い、国際提携組織もしくは当社が指定するレートに、当社所定の事務処理経費を加算したレートで日本円に換算されます。会員は、あらかじめこれに同意のうえ、カードを利用するものとし、換算に使用されたレートについて異議を申し立てないものとします。ただし、法人と当社が、換算率について別途契約を取り交わしている場合は、その契約によるものとします。なお、海外でのキャッシングサービス利用には、事務処理経費を加算しません。
5. 法人は、本条第1項または第2項の規定にしたがって支払日に約定請求債務の履行を怠った場合は、当社所定の方法にしたがって当該約定請求債務を支払うものとします。なお、当社への支払いに要した費用は、当然に法人負担になります。
6. 当社は、本条第1項に規定する会員の毎月の約定請求債務を、ご利用代金明細書等当社所定の方法により、支払日までに会員の届出先に当社所定の方法により通知するものとします。また、当社は当社都合により会員へのご利用代金明細書送付方法を変更することができるものとします。
7. 会員は、前項のご利用代金明細書の通知を受けた後、14日間以内に当社に対し異議の申立をしなかった場合、ご利用代金明細書の内容について支払いを承諾したものとみなします。この場合、ご利用代金明細書に記載されたいかなる代金についても支払い免除または返還の対象となりません。
8. 会員は、当社に対し、ご利用代金明細書の再発行を依頼できるものとします。ただし、ご利用代金明細書の再発行は申請月から遡り6ヶ月

以内のものに限ります。また、この場合会員は、当社の定める所定の手数料を支払うものとします。

#### 第10条（支払金等の充当方法）

1. 会員の支払った金額が約定請求債務全額を完済させるに足りない場合、会員からの申し出がない限り、当社は会員に事前の通知なく法律で認められる範囲において、当社が適当と認める順序・方法により、約定請求債務に充当できるものとし、会員は異議がないものとします。
2. 会員の債務の弁済として支払われた金額が、当社の約定（本規約等の約定もしくは会員その他弁済者との個別合意またはこれらに基づく当社の指定を含む）により期限において支払うべきものとして定まる金額を超える場合には、会員および弁済者への通知なく当然に、当該超過金額につき、支払期限の到来、未到来にかかわらず会員の当社に対し負担する債務（ただし当社が別途定めるものを除く）に当社所定の期日、順序方法により充当されることについて、会員はあらかじめ承諾するものとします。また、これにより弁済者との間で生じる紛議は、すべて会員において解決するものとします。

#### 第11条（費用の負担）

当社が法的措置に要した費用のうち、印紙代、支払督促申立費用、強制執行に要した費用、保全に要した費用、公正証書作成に要した費用等は、会員資格取消および退会後といえどもすべて法人の負担とします。また、会員が自身の調査のために要した費用は、当然に会員負担になります。

#### 第12条（会員資格の再審査）

1. 当社は、会員の適格性および利用可能枠について入会后、定期・不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は、当社の求める資料の提出およびカード利用の停止またはカードの返却に応じなければなりません。
2. カード使用者が海外に転居する場合もしくは転居したことがわかった場合、当社は前項の再審査を行うことがあります。

#### 第13条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 会員、法人の代表者、役員、入会申込の代表者（管理責任者を含む）、カード使用の予定者、株主、使用人、およびこれらに準ずる者（以下「会員等」という）は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団。
  - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
  - (3) 暴力団準構成員。
  - (4) 暴力団関係企業。
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等。
  - (6) 前各号に掲げるもの（以下「暴力団員等」という）の共生者。
  - (7) 日本政府または外国政府等が経済制裁の対象として指定する者。
  - (8) その他前各号に準ずると当社が認めたる者。
2. 前項(6)に定める「暴力団員等の共生者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 暴力団等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者。
  - (2) 暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者。
  - (3) 不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有する者。
  - (4) 暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者。
  - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。
3. 会員等は自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) カード取引（カード利用、代金支払、付帯サービス等含む）に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

- (4) 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

4. 会員等が、次の各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがある当社が認めた場合には、当社は入会申込を拒絶できるものとします。
  - (1) 本条第1項各号のいずれかに該当した場合。
  - (2) 前項各号のいずれかに該当する行為をした場合。
  - (3) 本条第1項または第3項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
5. 会員等が、前項各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、第15条の各規定が準用されるものとし、当社は、カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格の取消等ができるものとします。

#### 第14条（重要な地位を占める者）

1. 会員等は、現在次の各号のいずれかに該当する場合、または過去に該当していた場合には、次の各号のいずれかに該当するかを別、該当する外国名と官職、現職が否かについて当社へ申告するものとします。
  - (1) 外国の元首、閣僚、大使もしくは公使など外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律上重要な地位を占める者。
  - (2) 前号に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母、子および兄弟姉妹、これらの者以外の配偶者の父母および子をいう）。
  - (3) 法人であって、(1) または (2) に掲げる者が実質的支配者であるもの。
2. 会員等は前項に該当する場合、または当社が該当すると判断した場合、当社が法令上求められる取引時確認を行うことにあらかじめ承諾し、その他手続きに必要な書類等を提出するものとします。なお、取引時確認が完了できない場合には第15条の各規定が準用されるものとし、当社はカードの利用・貸与の停止、会員資格の取消等ができるものとします。
3. 会員等は本条第1項に該当する場合、または当社が該当すると判断した場合、当社の指定するサービス等を受けられないことがあることをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第15条（カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格の取消等）

1. 会員が支払いを遅滞する等本規約等に違反した場合、もしくは違反するおそれがある場合、カード利用について不審であると当社が認めた場合、第12条の再審査の場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、会員に事前の通知なく直ちに次の措置をとることができるものとします。
  - (1) カード利用の停止。
  - (2) 付帯サービス等の提供停止。
  - (3) カード貸与の停止（カードの返却の要求）。
  - (4) 加盟店等に対する当該カードの無効通知。
  - (5) 当社が必要と認めた法的措置。
2. 前項各号の措置は、加盟店等を通じて行われるほか、当社所定の方法によるものとします。
3. 会員が次の各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがある場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。
  - (1) 会員が入会時、または入会后に虚偽の申告をした場合。
  - (2) 法令または本規約の各条項のいずれかに違反した場合。
  - (3) 約定請求債務の履行を怠った場合。
  - (4) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止した場合。
  - (5) 差押、仮差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けた場合。
  - (6) 破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをした場合。

- (7) 会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。
  - (8) 本人確認等に必要書類の提出がなされない場合。
  - (9) 現金化を目的として商品・サービスの購入等にカード利用可能枠を利用した場合。
  - (10) 現行紙幣、貨幣の購入等にカード利用可能枠を利用した場合で、適当でないと当社が認めた場合。
  - (11) インターネット等による海外ギャンブル、海外宝くじ取引、架空の取引、第三者によるカード利用、支払状況またはカードの管理が適当でないと当社が認めた場合。
  - (12) 当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
  - (13) 会員が当社と締結した他の規約等において、上記(1)～(12)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた、または生じるおそれがあると当社が認めた場合。
4. 前項により会員資格を取り消された場合、これによって会員にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとする。
  5. 法人またはカード使用者が、本条第3項および前項に該当した場合、第7条に規定する付帯サービス等(会員資格の取消前に取得済みの特典を含む)の権利を喪失するものとする。
  6. 法人は、会員資格の取消後であっても、本規約等に基づき当社に対して負担する債務(当社が新たに知った債務を含む)については、かかる債務について本規約等に基づき支払いの責を負うものとする。
  7. 法人またはカード使用者が本条または本規約等のいずれかに違反、または禁止の事項に該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、すべてのカード使用者も同様の措置をうけることとなります。

#### 第16条 (退会)

1. 会員は、当社あて所定の退会手続きを行うことにより、いつでも退会を申し出ることができます。会員が退会した場合には、付帯カードも当然に退会となります。なお、当社が会員の退会処理を完了した後は、カードおよび付帯カードは一切利用できないことを会員は承諾するものとする。
2. 法人が退会した場合、すべてのカード使用者も当然に退会となり、当社へカードを返却しなければならないものとする。ただし、当社より破棄処分指示がある場合にはこれに従い、カードの磁気ストライプ部分(ICチップ搭載カードはチップ部分も同様に)を切断し、使用不能の状態として処分するものとする。
3. 本条第1項および前項の場合は、会員は、支払日にかかわらず、本規約等に基づく一切の債務全額を直ちに支払うものとする。ただし、当社が認めた支払方法によるものとする。この場合、会員は、本規約等に基づく一切の債務の支払いが終わったときに退会するものとする。
4. 一部のカード使用者が退会する場合も、本条の定めるところによります。
5. 当社は、更新保留後一定期間経過したカード使用者について退会の手続きができるものとする。
6. 会員が本条に基づき退会を申し出た場合は、付帯サービス等(退会申し出前に取得済みの特典を含む)の権利を喪失するものとする。

#### 第17条 (期限の利益の喪失)

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当然に本規約等に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとする。
  - (1) 支払日に約定請求債務の支払いを1回でも遅滞した場合。
  - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになった場合または一般の支払いを停止した場合。
  - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けた場合。
  - (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生、民事調停もしくはこれら

に類する倒産手続の申立てを受けた場合または自らこれらの申立てをした場合。

2. 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当社の請求により本規約等に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとする。
  - (1) 商品の質入れ、譲渡、貸借その他当社所定の所有権を侵害する行為をした場合。
  - (2) 本規約等上の義務に違反し、その違反が本規約等の重大な違反となる場合。
  - (3) その他会員の信用状態が著しく悪化した場合。

#### 第18条 (遅延損害金)

会員は、約定請求債務の支払いを遅滞した場合、約定支払日の翌日から支払済日に至るまで約定請求債務に対し、また期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済日に至るまで残債務全額に対し、年率で14.56%(うるう年は14.60%)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとする。また、会員は、キャッシングサービスの返済金の支払いを遅滞した場合、約定支払日の翌日から支払済日に至るまで約定請求債務のうち元金に対し、またキャッシングサービスの期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済日に至るまで残債務のうち元金に対し、年率で19.94%(うるう年は20.00%)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとする。なお、遅延損害金の計算はすべて、年365日(うるう年は年366日)の日割計算とします。

#### 第19条 (カードの紛失、盗難、偽造およびカード再発行)

1. 会員がカードの紛失、盗難等で他人にカードまたはカード情報を使用した場合(カード番号の不正利用を含む)、そのカード使用に起因して生じる一切の債務については本規約等を適用し、すべて法人が責を負うものとする。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を速やかに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合は、当社がその連絡を受理した日の60日前以降発生した損害については、当社は、法人に対しその支払いを免除します。
2. 前項ただし書の定めにかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。
  - (1) 紛失、盗難等が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
  - (2) 会員の家族、親族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、または不正使用した場合。
  - (3) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合。
  - (4) 暗証番号を使用するカード利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえで行われたカード利用について損害が生じた場合。
  - (5) 本規約等に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合。
  - (6) 会員が当社の請求する書類の提出を拒みまたは提出した書類に虚偽の申請をした場合または当社が行う不正使用被害調査に協力しない場合。
3. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとする。
4. 前項にかかわらず、(1)会員が本規約等の第3条および第6条に違反した場合、その違反中および違反後1年以内に発生した紛失、盗難、偽造またはカード番号等の盗用による利用代金について(2)偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について、会員が支払いの責を負うものとする。
5. 会員は、当社等が行う被害状況の調査に対し協力するものとする。
6. カードの再発行は当社が適当と認めた場合に行います。この場合、会員は、当社の定める再発行手数料を支払うものとする。

## 第20条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届け出た商号、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、代表者、管理責任者、支払口座等に変更が生じた場合またはカード使用の追加、退会がある場合は、遅滞なく当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届出がないために当社からの通知、送付書類その他のもの（以下「当社送付物」という）が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとします。
3. 本条第1項の届出がないために当社送付物が住所不明等の理由により当社へ戻ってきた場合、当社は会員へ確認連絡を行うなど必要な対応を行う場合があります。当該対応を行ったにもかかわらず当社送付物が不送達となる場合、当社はカード利用の停止など第15条に定める措置をとることができるものとします。なお、電磁的方法でご利用代金明細書を交付している場合も同様の措置を受けることを会員はあらかじめ承諾するものとします。
4. 会員は、当社からすでにカードの貸与を受けている場合で当該カードに追加してカードを申し込む場合は、当該追加カードの申し込みが取り消された場合を除き、追加カードに係る申込書に記載された住所等の連絡先情報が、当社が貸与するすべてのカードにおいて適用されることを、あらかじめ承諾するものとします。

## 第21条（電話またはインターネット等による取引等）

1. カード使用者は、当社が定める所定のサービス等の申し込み、当社への照会、前条に定める届出等を電話またはインターネット等によって行う（以下「電話等取引」という）ことができるものとします。
2. カード使用者は、電話等取引を行う場合、原則として暗証番号または当社が別に定める本人認証の方法によって行うものとし、取引の内容は録音または記録され、当社に相当期間保存されるものとします。

## 第22条（会員情報およびカード利用情報の開示および提供）

1. 当社は、会員情報ならびに当社と会員との間の取引および利用金額を含むすべてのカード情報について、法人に開示することができるものとし、カード使用者はこれをあらかじめ本規約等をもって承諾するものとします。
2. 当社は、会員に係る情報のうち本同意条項および重要事項に定める情報ならびに当社と会員との間の利用金額を含む取引情報について、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社（金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いといたします）に情報提供できるものとし、会員はこれをあらかじめ本規約等をもって承諾するものとします。
3. 当社は、本同意条項および重要事項に定める情報ならびに当社と会員との間の利用金額を含む取引情報について、本同意条項および重要事項第1条第4項に定める目的のために、同項に定める提携会社（以下「提携会社」という）に情報提供できるものとし、会員はこれをあらかじめ本規約等をもって承諾するものとします。

## 第23条（別途合意の内容確認）

本規約等に関連して法人および当社の間で別途合意された事項およびその内容については、法人からカード使用者に書面にて連絡するものとし、会員は、このことを本規約等をもって承諾するものとします。

## 第24条（書類の提出）

1. 当社は、諸法令等による必要が生じた場合、会員に対して所定の書類の提出を求めることがあるものとします。
2. 当社は、定期・不定期に会員に対して当社が必要とする本人確認、与信、またはカード利用確認のための書類の提出を求めることがあり、会員はこれに応ずるものとします。

3. 会員が本条第1項および前項の定めに従わなかった場合等、当社が必要と判断した場合には、当社は、会員のカード利用の制限もしくは停止をすることがあります。
4. 会員は、前項の定めにより当社がカード利用の制限もしくは停止をした場合でも、本規約等の定めるところにより、当社への債務を支払うものとし、ます。

## 第25条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約等について紛争が生じた場合、訴額の如何を問わず、会員の住所地、購入地および当社の本社、各支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

## 第26条（準拠法）

会員と当社との諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。ただし、会員は、提携会社が国内外の法規（アメリカ合衆国税法を含むが、これに限らない）の適用を受けること、これらの法規を遵守するために適当な措置（契約情報、個人情報の収集、提供、利用、源泉徴収、関連政府機関への報告および送金を含むがこれに限らない）を講じることに同意します。

## 第27条（規約の改定、承諾）

本規約等が改定され当社から会員へその内容を通知または公表した後、カード使用者がカードを使用した場合は、本規約等の改定事項を承諾したものとみなします。なお、本規約等と相違する特約または規定がある場合には、当該特約または規定が優先されるものとします。日本語の表現と英語の表現の両方がある場合には、日本語を優先させるものとします。

## 第28条（契約上の地位等の譲渡）

1. 会員は当社が本規約等に基づく地位を将来第三者に譲渡した場合、その譲渡をあらかじめ異議なく包括的に承諾します。
2. 会員は、当社が本規約等に基づき会員に対して有する債権をサービサー等の第三者に譲渡することにあらかじめ異議なく承諾します。

## 第2章 カードショッピング条項

### 第29条（カードの利用方法）

1. カード使用者は、加盟店にカードを提示し、所定の売上票にカード裏面の署名と同じ署名を行うことにより、商品の購入またはサービスの提供を受けることができます。ただし、加盟店に端末機が設置されている場合には、その所定の手続きに従っていただくことがあります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、注文書への署名等当社指定の方法によるものとし、カードの提示を省略できる場合もあります。また、当社が適当と認めた加盟店（インターネット等によるオンライン取引等を行う加盟店を含む）においては、売上票への署名を省略または署名に代えて暗証番号を端末機に入力する等当社が適当と認める方法によって商品の購入またはサービスの提供を受けることができます。
2. カードの種類がICカードの場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、カード使用者自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。ただし、端末機の故障等の場合もしくは別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。
3. カードの利用状況、その他の理由で、カードの利用について都度当社の承認が必要となります。この場合、当社が加盟店および加盟店契約会社から照会を受けることがあり、当社が必要と認めた事項に限り、当社から加盟店または加盟店契約会社に回答することを会員はあらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、会員のカードが第三者によって不正に使用されるおそれがあると判断した場合、端末機を通じ、会員のカード利用を保留または拒否し、加盟店または加盟店契約会社からの照会によって当該カード利用を承認

することがあり、この場合、会員は、当社が所定の本人確認を行うことをあらかじめ承諾するものとします。

5. 当社は、カード使用者のカード利用が本規約等に違反する場合、違反するおそれがある場合、その他当社が取引の目的等が適当でないと判断した場合には、カードの利用を断るものとします。
6. カードによる商品の購入およびサービスの提供を取り消す場合は、取消用の売上票にカード使用者がカードの署名と同じ署名を行う等、所定の手続きによるものとします。
7. カード使用者は、通信料金決済サービス等、当社所定の継続的サービスについて、カード使用者がカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、利用することができるものとします。なお、カード番号・有効期限等が変更され、もしくは退会の申し出または会員資格取消等によりカードが利用できなくなった場合、カード使用者は、カード使用者自身でその旨を加盟店に通知のうえ、直ちに決済手段の変更手続を行うものとします。退会または会員資格取消後に加盟店から売上が生じた場合でも、カード使用者は本規約等の規定に従い、支払責任を負うものとします。また、別途当社から指示がある場合は、これに従うものとします。
8. 前項においてカード種別変更等の理由によりカード番号等が変更になった場合または会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けている場合等当社が必要または適当と認めた場合には、当該加盟店の要請により、当社が変更内容を当該加盟店に通知することを会員はあらかじめ承諾するものとします。また、会員は、継続的サービスにつき、その契約を解除する場合には、会員自身で加盟店に対し必要な手続を行うものとします。なお、会員は、退会申し出または会員資格取消後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、第15条第7項および第16条第3項に基づき、支払いの責を負うものとします。
9. カードの利用による取引上の紛議は、カード使用者と加盟店との間において解決するものとします。また、カードの利用により加盟店と取引した後、カード使用者と加盟店との合意によってこれを取り消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
10. カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報が、加盟店から当社に開示されることを会員は承諾するものとします。なお、通話先電話番号を含む通話明細情報については、会員の事前の承諾を得、かつ加盟店が了承した場合にのみ、加盟店から直接、または加盟店契約会社を通じて当社に開示されるものとします。
11. 会員は、一部の海外加盟店においては、カードの利用に際し手数料（カード取扱手数料）を徴収する場合があることをあらかじめ承諾するものとし、カード売上票に当該カード取扱手数料が明示されている場合において会員が当該売上票に署名した場合は、ショッピング利用代金とともに当該カード取扱手数料を支払うものとします。

### 第30条（債権譲渡、立替払い）

1. 会員は、当社と加盟店との間の契約が債権譲渡契約の場合、カードによる商品の購入およびサービスの提供により生じた、加盟店の会員に対する債権（以下「売上債権」という）を任意の時期および方法で当社に譲渡することについて、次の各号にあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店および当社は会員に対する個別の通知および承認の請求を省略するものとします。
  - (1) 当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡することまたは当社が当該加盟店に立替払いすること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く）を経由する場合があります。
  - (2) 提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡し、または提携クレジットカード会社から当社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。

- (3) 海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡または海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。

2. 会員は、加盟店の売上債権を任意の時期および方法で当社に譲渡することまたは当社が立替払いすることについて、前項のいずれの場合でもあらかじめ承諾するものとします。なお、債権譲渡または立替払いについて、加盟店・当社は、会員に対する個別の通知および承認の請求を省略するものとします。
3. 本条第1項により当社が譲り受ける債権額または当社が立替払いする金額は、当社所定の売上票の額面金額とします。なお、通信販売等の場合は、注文書あるいは加盟店からの注文内容を確認する書面等に記載の金額とします。

### 第31条（支払区分）

1. 会員のカードによる商品の購入代金、サービスの利用代金および通信販売の利用代金（以下「カードショッピング代金」という）の支払区分については、原則一回払いとなります。ボーナス一括払いおよびリボルビング払いは利用できないものとします。
2. 会員は、当社が請求した年会費、利息・各種手数料、および遅延損害金について、支払日に一回で支払う以外の方法に変更することができないものとします。

### 第32条（商品の所有権）

会員は、会員がカード利用により購入した商品の所有権が、当該商品に係る債務（手数料を含む）が完済されるまで当社に留保されることを認めるものとします。

### 第33条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員は、見本・カタログ等より申し込みをした場合において、引き渡された商品、権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利または役務等の交換を申し出るかもしくは当該売買契約の解除ができるものとします。

## 第3章 キャッシング条項

### 第34条（キャッシングサービス）

1. 法人と当社の契約に基づき当社が法人を審査し適当と認めたらうえで、カード使用者に対してキャッシング・ローン利用可能枠を設定した場合、カード使用者は、当社に登録されている暗証番号を使用する等所定の手続きに従って当社に提携する国内外の現金自動支払機および自動預入引出機（以下「CD・ATM」という）を操作し、CD・ATMから現金の払出しを受けることにより、キャッシング・ローン利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスを利用することができます。
2. カード使用者は、前項に定める方法の他、当社が認めた方法によりキャッシングサービスを利用することができます。この場合、当社は、会員の利用代金の支払口座に融資金を振り込むものとし、融資金が振り込まれた日を利用日とします。
3. 海外においてカード使用者は、国際提携組織と提携した海外金融機関等の本支店のうち当社の指定する店舗で、カードとパスポートを提示し、所定の伝票に自己の署名をすることにより、当該海外金融機関等を通じてキャッシングサービスを利用することができます。
4. 会員は、キャッシングサービスの利用金額に対し、借入日の翌日から、当該利用金額の支払日までの期間について当社所定の利率による利息を支払うものとします。適用される利率等については、本規約別表に記載するとおりとし、貸金業法に定める書面交付の方法で法人に通知するほか、ご利用代金明細書等当社所定の方法によりカード使用者に通知するものとします。ただし、法人と当

## 個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

〈本同意条項および重要事項は、コマースカード会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します。〉

### 第1条（個人情報の収集、保有、利用、提供）

- カード使用の予定者またはカード使用者（以下「カード使用者等」という）および会員の代表者（管理責任者を含む）または入会申込者の代表者（管理責任者を含む）（以下総称して「会員等」という）は、当社が与信判断、与信後の管理、付帯サービス提供、法人へのカード使用者等のカード利用情報の提供、口座振替等の事務処理、および会員等の同意または本規約の定めに従って行われる個人情報の第三者への提供等のため、次の各号に定める会員等の情報（以下「個人情報」という）を必要な保護措置を講じたくうえで収集、保有、利用、提供することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカード利用代金の支払等の案内（支払遅延時の請求を含む）をすることおよび連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。
  - 会員等が入会申込時に届け出た氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、職業、取引の目的、運転免許証等の記号番号、資産、収入、負債、社員番号、所属部課名等の事項、会員等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき会員等が当社に届け出た事項および電話等により問い合わせし当社が知り得た事項。
  - 入会申込日、契約日、利用可能枠等、当社と会員等との間の契約に関する事項。
  - カード使用者のカードの利用状況、支払状況、与信管理に関する情報。
  - 当社が収集した会員等のクレジット利用履歴および支払履歴。
  - 会員等が当社に提出した犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という）および当社が定める本人確認業務に基づき本人確認書類およびそれら書類の記載事項。
  - 当社が、会員等または公的機関から、適法または適正な方法により収集した公的機関が発行する書類の記載事項。
  - インターネット、官報、職員録等不特定多数の者に対して公開されている情報。
  - 当社または支払口座のある金融機関等での取引時確認状況。
- 会員等は、当社が前項(1)(2)(3)の個人情報を必要な保護措置を講じたくうえで、次の各号に定める目的のために、個人情報を利用することに同意します。なお、具体的な事業内容については、当社のウェブサイト等で案内しています。
  - クレジット関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス。
  - クレジット関連事業における市場調査、商品開発。
  - クレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動。
  - クレジット加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付。
- 会員等は、以下の当社の関係会社（以下「共同利用会社」という）が、本条第1項(1)(2)(3)(5)の個人情報を必要な保護措置を講じたくうえで、次の各号に定める目的のために利用することに同意します。三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社（金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いといたします）

社とが別途合意した場合には、当該合意によるものとします。なお、キャッシングサービスの利率および遅延損害金の利率については、金融情勢等の変化により、基準利率を変更することがあります。

- キャッシングサービス利用金額、利息の返済日ならびに返済方法および海外でのキャッシングサービスを利用した場合の伝票記載の外国通貨の換算は、本規約等の定めるところによります。
- 会員は、当社が別途定める方法により、キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、会員は、当社へ事前に連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定金額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により返済するものとします。キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済する場合は、キャッシング利用日翌日から当該繰り上げ返済日まで年365日（うるう年の場合は366日）の日割によって利息を計算し、キャッシングサービス利用残高とあわせて支払うものとします。
- 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、会員は、キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
  - キャッシングサービスの利用データが、当社に到着していない場合。
  - 繰り上げ返済しようとするキャッシングサービス利用残高の締切日が過ぎている場合。
  - 事前にご連絡がなく当社指定口座へお振り込みされた場合。

### 第35条（CD・ATM利用手数料等）

会員は、CD・ATMを利用した際に、当社所定の利用手数料（但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします）を負担するものとします。

### コマースカード別表

#### 【キャッシング・ローン利用可能枠、利率等】

キャッシング・ローン利用可能	貸付利率	支払方式	返済期間・返済回数・返済期日
当社が審査し決定した額	キャッシングサービス利用金額に0.78%を乗じた金額。なおこの利率は、実質年率に換算した場合、最低で4.80%、最高で15.00%に相当します。 <利息の計算方法> 新規利用額×0.78%（ただし、繰り上げ返済の場合は日割計算） <実質年率の計算方法> 利息×365日（うるう年の場合は366日）÷返済期間÷新規利用額	元利一回払い	<p>■返済期間・返済回数 21～59日（暦により異なる）・1回</p> <p>■返済期日 原則毎月15日締切、翌月10日払い（金融機関によっては8日払い）。毎月10日（金融機関によっては8日）に支払元金と利息をご返済いただきます。 ※支払日が金融機関の営業日でない場合は、翌営業日となります。</p>

担保：不要

(18LC-1062-201810)

#### 目的：

- (1) 共同利用会社の金融商品、信託商品およびサービスの申込・相談の受付。
  - (2) 犯罪収益移転防止法等に基づく会員等の確認等や金融商品、信託商品およびサービスの利用資格の確認。
  - (3) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品、信託商品およびサービスの研究や開発。
  - (4) 金融商品、信託商品およびサービスに関する各種提案（ダイレクトメールおよび電話、電子メール等によるものを含む）。
  - (5) 共同利用会社において経営上必要な各種リスクの把握および管理。
4. 会員等は、以下の当社の提携会社（以下「シティ共同利用会社」という）が、本条第1項(1)(2)(3)(5)の個人情報を必要な保護措置を講じたうえで、次の各号に定める目的のために利用することに同意します。シティバンク、エヌ・エイ東京支店（〒100-8132 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング 電話番号 03-6776-5000、<http://www.citigroup.jp/jp/about/cbna-tokyo/index.html>）、シティグループ・インクおよび同社の公開財務諸表（米国証券取引委員会のウェブサイト（<http://www.sec.gov>）から入手できるForm 10-Kの付属書類21.01）に記載された連結対象子会社

#### 目的：

- (1) コマーシャルカードを含む各種金融商品およびサービスの円滑な提供および運営の調整。
  - (2) 犯罪収益移転防止法等に基づく会員等の確認、金融商品およびサービスの利用資格の確認、その他適用法令諸規則のコンプライアンスならびにリスク管理。
  - (3) その他金融商品およびサービスに関する会員たる法人向け各種提案（会員たる法人向けダイレクトメール、電話および電子メール等によるものを含む）、研究および開発（会員たる法人向けアンケートの実施等による市場調査およびデータ分析を含む）ならびにそれらの調整
- 個人情報に責任を有する法人：三井住友トラストクラブ株式会社
5. 会員等が当社の実施する会員紹介制度において入会した場合、会員等は、当社が紹介者である会員に対して紹介プレゼント等を送付する目的のために、会員等の入会した事実を提供することに同意するものとします。
  6. 会員等は、会員資格を喪失する等、退会した後においても、当社が適当と認める期間、本同意条項および重要事項が適用されることに同意します。

#### 第2条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. カード使用者等は、当社、共同利用会社およびシティ共同利用会社（以下総称して「共同利用会社等」という）に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、当社および共同利用会社等への開示請求は、末尾記載のお客さま相談室宛行うものとします。また、開示請求手続については、当社のウェブサイト等で案内しております。
2. 万一登録内容が事実でないことが判明した場合には、当社および共同利用会社等は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第3条（個人情報の取り扱いに関する不同意の場合および利用・提供中止の申し出）

1. 当社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または、本同意条項および重要事項に定める個人情報の取り扱いについて全部もしくは一部を承諾できない場合、入会を断ることや、退会の手続きを取ることがあります。ただし、第1条第2項および第3項に同意しない場合でも、これを理由に入会を断ることや、退会の手

続きを取ることはありません。

2. 会員が第1条第2項および第3項に関する個人情報の利用に関して中止を申し出た場合、当社は、カードまたはご利用代金明細書等の送付等を除き業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。なお、会員は、中止の申し出を末尾記載のお客さま相談室宛行うものとします。

#### 第4条（契約不成立時の個人情報の利用・提供）

当社と会員等との間の契約が不成立になった場合であっても、当社は、会員等が当社へ入会の申し込みをした事実を、第1条に基づき、契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用、提供しますが、それ以外には利用、提供しないものとします。

#### 第5条（条項の変更）

本同意条項および重要事項は、法令等の定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

■当社および共同利用会社等への開示請求、個人情報の利用に関する中止の申し出先

〈お客さま相談室〉

〒104-6035 東京都中央区晴海1-8-10 トリトンスクエアX棟

電話番号 03-6770-2820

上記電話番号がつながりにくい場合は、コールセンターで承ります。

電話番号 0120-003-081

※お手元にカード番号と暗証番号をご用意ください。

(18LC-1062-201810)

#### 【問い合わせ・相談窓口等】

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. カードのご利用内容についてのお問い合わせ、ご相談は下記までご連絡ください。  
三井住友トラストクラブ株式会社  
電話番号 0120-003-081
3. 宣伝印刷物の送付等、営業案内の中止のお申し出、個人情報の開示・訂正・削除等に関するお問い合わせについては、上記までご連絡ください。
4. 当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関は下記の通りです。  
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター  
〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15  
電話番号 03-5739-3861  
三井住友トラストクラブ株式会社  
[www.sumitclub.jp](http://www.sumitclub.jp)  
本社 東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアX棟